

静 情 審 第 76 号
平成 18 年 3 月 24 日

静岡県知事 様

静岡県情報公開審査会
会 長 小 野 森 男

静岡県情報公開条例第 19 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 17 年 3 月 31 日付けによる下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

静岡空港自然環境モニタリング調査業務委託報告書の部分開示決定に係る
異議申立て（諮問第 142 号）

別紙

1 審査会の結論

静岡県知事が一部を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立てに係る経過

- (1) 平成 16 年 12 月 18 日、異議申立人は、静岡県情報公開条例（以下「条例」という。）第 6 条の規定により、静岡県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「第 16 回静岡空港環境監視機構会議の資料「環境保全対策の実施状況について」（静岡空港環境巡視連絡会）の中の「7. 自然環境モニタリング調査について（1）魚類等調査」において、「調査は適切に行われていると評価する。」としている調査について、評価のために静岡空港事業者から静岡空港環境巡視連絡会へ提供された資料「自然環境巡視担当者が自己評価した資料」の開示を請求し、平成 16 年 12 月 20 日、実施機関は当該開示請求書を受け付けた。
- (2) 実施機関は、この開示請求に対応する公文書として、「平成 15 年度静岡空港自然環境保全対策事業その 1（自然環境モニタリング）に伴う調査業務委託報告書」及び「平成 15 年度静岡空港県単独空港整備工事に伴う調査業務委託（自然環境保全対策：自然環境モニタリング 2）報告書」（以下「本件公文書」という。）を特定した。
- (3) 平成 17 年 1 月 4 日、実施機関は、本件公文書のうち、環境省のレッドリストで絶滅危惧 類に指定されている種及び静岡県版レッドデータブックに要注目種として指定されている種（以下「貴重種等」という。）の生息場所が特定できる情報に係る部分は、条例第 7 条第 6 号に該当するとの理由で非開示とし、その余は開示するとした部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- (4) 平成 17 年 2 月 28 日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法第 6 条の規定により実施機関に対し異議申立てを行い、平成 17 年 3 月 2 日、実施機関はこれを受け付けた。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立ての趣旨は、本件処分のうち非開示とした部分を取り消し、本件公文書の開示を求めるというものであり、異議申立人が異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 静岡空港周辺河川に生息する貴重種等は、既に「静岡空港整備事業に係る環境影響評価書」（平成 7 年 1 月）の調査によって公表されている。その後の貴重種等の生息状況に変化が生じているとしても、貴重種等の生息場所は、容易に類推することができる。しかしながら、貴重種等の生息場所が特定できる情報を非開示にされたことで、重要な情報である貴重種等の生息状況の変化を知ることができない。「静岡空港整備事業に係る環境影響評価書」は、公害防止、自

然環境の保全を目的として作成、公表されたものであるが、非開示理由が適当であるならば、この環境影響評価書にある貴重種等の生息場所の記載は、自然環境保全の目的と著しく矛盾するものとなる。すなわち、一方で貴重種等の保護対策を掲げながら、他方で実施機関が進めている保護対策に支障を及ぼす行為を自らが行っていることになる。実施機関の保護対策が適正に行われているとすると、環境影響評価書に報告されている生息状況が現在も維持されていることになる。よって、非開示とした理由である「実施機関が進めている保護対策に支障を及ぼす恐れ」は、非開示としなくとも既に生じているのであって、ことさら非開示とする理由に当たらない。

- (2) 実施機関は、「静岡空港整備事業に係る環境影響評価書」において空港工事中にその周辺河川の生息生物のモニタリング調査及びその結果を住民等に定期的に報告することを約束している。よって空港周辺関係住民は、工事周辺に生息する生物の状況の変化を知り、適正に環境保全が図られているかを知る権利がある。この異議申立てに係る非開示の部分は、その理由によって貴重種等を除く他の生物の生息状況までも明らかにしないものとなっており、非開示理由に相当する部分以外の部分において関係住民の知る権利を著しく阻害するものとなっている。
- (3) 環境監視・調査結果は、その評価を目的として設置された静岡空港環境監視機構に報告され、評価されるべきものであり、その評価をする環境監視機構会議は公開によって行われている。環境監視機構の委員には住民の代表が含まれているが、(2)に述べた権利に反し住民が調査結果についての情報を知ることができなければ、住民の意見を監視機構会議に反映させることができない。静岡空港周辺河川に生息する生物の環境モニタリング・調査結果については、実質的に静岡空港環境監視機構に報告されておらず、評価がなされていない。そして実施機関が進めているとしている周辺河川の生物保護対策は具体的に行われていない。よって、以上の明白な理由があるにもかかわらず非開示にしたことは、情報の隠蔽の意図がうかがわれる。非開示理由を認めた場合、それを理由にこの会議で客観的で適正な調査・結果が報告されず、静岡空港工事による環境の変化状況が適正に評価されなくなるおそれがある。このことを「静岡空港整備事業に係る環境影響評価書」においてすでに貴重種等の生息場所が公表されていることと考えあわせると、開示によって保護対策への支障が新たに生じるリスクよりも、公開で行われる静岡空港環境監視機構の会議において環境保全対策が適正に論議されないことによるリスクの方が大きいと考えられる。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が意見書で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 最近は、一般の人々が野山に分け入り、貴重な野草などを乱獲する報道が見られる。植物ばかりでなく溪流や中小の河川、湖沼に生息している水生生物も例外ではない。野生生物の売買を営利目的としたり、個人の占有願望を満たそ

うとしたりする場合もある。実施機関は、空港建設が周辺自然環境に及ぼす影響を調査し、その負担をいかに軽減するか保全対策を実施するばかりでなく、周辺の豊かな自然を守っていこうと対策を進めているところである。現在は調査途中で保全対策も検討中の部分もあり、当該情報が一般に開示されると前述のような事態も危惧される。開示請求のあった情報は、条例第7条第6号ウ「調査研究にかかる事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」に該当することから部分開示とした。空港周辺の調査対象地域には環境庁（現環境省）編及び静岡県版レッドデータブックに挙げられている貴重種等の生息が認められ、その種名と生息場所が当該報告書に記載されている。これらの情報により、第三者による捕獲等の可能性があり、適正な調査結果とこれに基づく保全対策業務の遂行にも支障を及ぼすおそれがある。本文中については、貴重種等の種名を非開示にするとともに、報告書の記述の仕方から貴重種等の生息場所を特定されるおそれがあるので、貴重種等以外を含めて一連の種名を非開示とした。あわせて、調査箇所別に種の確認状況を取りまとめた表については、貴重種等の確認箇所を非開示とするとともに、表の記述の仕方から貴重種等の生息場所を特定されるおそれがあるので、貴重種等以外を含めて一連の確認箇所を非開示とした。

- (2) 静岡空港整備事業に係る環境影響評価については、「運輸省所管の大規模事業に係る環境影響評価実施要領」及び「静岡県環境影響評価要綱」により評価を実施し、平成7年3月に公告・縦覧の手続を完了している。同評価書では、当時の最新情報である「レッドデータブック（平成3年環境庁編）」及び「静岡県の自然環境（昭和60年静岡県編）」等に基づき評価対象の貴重種等を選定している。現在、同評価書で定めた貴重種等に加えて、環境省編の最新のレッドデータブック及び新たに編集された静岡県版レッドデータブックに搭載されている種を含めて保全対策を進めており、「実施機関が進めている保護対策に支障を及ぼすおそれ」が新たに生じることから非開示とした。
- (3) 環境影響評価実施後概ね10年が経過し、近年、県民の環境保全意識が高まる一方で、社会情勢や国民意識の変化により野生生物の乱獲や売買、個人の占有願望を満たそうとする行為なども十分に危惧される。このような中で貴重種等の生息に関する情報を全面的に開示した場合には、その保全対策の遂行に支障を及ぼすおそれがある。また、現在、同評価書に基づき、必ずしも当時の環境を単純にそのままの状態で保持するのではなく、空港建設が周辺自然環境に及ぼす影響を調査し、その負担を最大限軽減するための保全対策を実施するとともに、併せて周辺の豊かな自然環境の復元対策を進めているところである。全面的な開示は自然環境の保全・復元対策の遂行に支障を及ぼすおそれがある。以上のように、事業者としては環境保全対策を適正にかつ確実に履行しており、上記非開示理由に示した開示リスクを評価した結果、今回の非開示決定はやむを得ないものと認識している。

5 審査会の判断

当審査会は、本件公文書について審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件公文書の内容

実施機関は、空港建設工事による自然環境への影響を最小限にするため、空港建設工事区域周辺部の環境保全を目的とするモニタリング及び空港建設工事区域に生息する貴重な動植物の移植・増殖を図る目的での調査・研究を実施している。本件公文書は、平成 15 年度に実施したモニタリング等による保全対策業務及び調査・研究成果の報告書である。

当審査会において本件公文書を見分したところ、本件公文書には調査地点、調査地点を含む空港建設工事周辺の地図、空港周辺域河川で確認された魚類の名称、絶滅危惧種等の環境省及び静岡県版レッドデータブックにおける生物の保護に係るカテゴリーの情報並びに調査地点ごとの各調査年度における魚類の確認状況に関する表が記載されていた。これらの情報から、空港建設工事周辺の貴重種等の名称と調査地点を合わせることで貴重種等の生息場所を把握することが可能になるものと認められる。

(2) 条例第 7 条第 6 号該当性について

実施機関は、貴重種等の生息場所が特定できる情報に係る部分は、条例第 7 条第 6 号ウに該当すると主張しているため、その該当性を検討する。

条例第 7 条第 6 号ウは、「県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

実施機関は、近年、県民の環境保全意識が高まる一方で、社会情勢や国民意識の変化により、野生生物の乱獲や売買のような個人の占有願望を満たそうとする行為が危惧され、このような中で貴重種等の生息場所に関する情報を全面的に開示した場合には、第三者による捕獲等の可能性があり、適正な調査結果とこれに基づく保全対策業務の遂行にも支障を及ぼすおそれがあると主張する。

静岡県版レッドデータブックでは、希少な野生生物を指標として、大規模開発など様々な人間活動の野生生物に与える影響を予測しながら、野生生物の絶滅を防ぎ、種の多様性を守るため、種を取り巻く環境及び種の生息できる環境を保全していくことの必要性が述べられている。近年、都市化や工業化の進展により、自然環境に大きな変化が生じており、貴重な生物を保護するための様々な取組みが求められていることは時代の要請であり、空港整備事業を行う実施機関においては、同時に自然環境の保全・復元対策を行うことが重要であるのは言うまでもない。

しかし、異議申立人の主張するように、空港建設工事周辺に生息する貴重種等の生息場所は、既に「静岡空港整備事業に係る環境影響評価書」(平成 7 年 1 月)の調査によって公表されている。

環境影響評価制度とは、開発による自然環境の破壊、大気汚染及び水質の

汚濁などを防止し、良好な居住環境を保持していくため、事業の実施が環境に対してどのような影響を与えるかについて、事業の実施前に調査、予測及び評価を行うものである。環境影響評価書が公表された平成7年当時の静岡県環境影響評価要綱によれば、事業者は、当該調査等の事項を環境影響評価準備書として公告及び縦覧に供すること、空港建設工事周辺の関係地域内において説明会を行うこと、当該関係地域内に住所を有する者（以下「関係住民」という。）は、環境影響評価準備書について意見を述べるができること、並びに、環境影響評価準備書に関係住民の意見に対する事業者の見解を加えた環境影響評価書を公告及び縦覧に供することなどが規定されている。

さらに、環境影響評価書には、工事中は監視計画に従って周辺環境への影響を監視・調査し、その結果を定期的に関係住民に報告すると記載されている。

しかしながら、環境影響評価制度は、工事周辺の関係住民に説明を行い、関係住民から意見を集約する手続を定めていることから、環境影響評価書の公告及び縦覧については、主に関係住民を対象としたものと考えられる。

一方、条例の定めた情報公開制度は、何人に対しても、理由や目的を問わず開示請求を認める制度であることから、開示・非開示の判断に当たっては、開示請求者が誰であるかは考慮されないものであり、開示請求があれば誰に対しても同じ情報を公開する制度である。このため、本件公文書を開示することによって、貴重種等の生息場所が公になれば、第三者による捕獲等を容易にし、実施機関が行う貴重種等の生息環境の保護対策を含む環境の整備・保全を図るための事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、何人をも対象とする情報公開制度においては、環境影響評価書の公表を理由に、常に開示すべきことにはならない。

以上のことから、本件公文書中の貴重種等の生息場所に関する情報については、これを開示することにより、第三者による捕獲等の可能性があり、適正な調査結果とこれに基づく保全対策業務の遂行にも支障を及ぼすおそれがあるものと認められ、条例第7条第6号ウに該当し、非開示とすべきである。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、当審査会は、情報公開制度の趣旨から上記のとおり判断したが、実施機関は、環境影響評価制度の趣旨を踏まえ、関係住民に対しては、工事周辺に生息する生物の状況の変化及び適正に環境保全が図られているかについて、適切な情報提供を行う必要があると考える。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別記 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容	審査会
平成 17 年 3 月 31 日	諮問を受け付けた。	
同 日	実施機関から意見書を受け付けた。	
平成 17 年 5 月 6 日	異議申立人から意見書を受け付けた。	
平成 17 年 6 月 16 日	実施機関から意見書（ 2 ）を受け付けた。	
平成 17 年 12 月 19 日	審議、第二部会へ付託	第 180 回
平成 18 年 1 月 31 日	第二部会において審議	第 181 回
平成 18 年 2 月 27 日	第二部会において審議	第 182 回
平成 18 年 3 月 24 日	第二部会で審議し、答申案を本会へ報告 本会で審議（答申）	第 183 回

静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
上 野 征 洋	静岡文化芸術大学 副学長	第 180 回、第 183 回
大 村 知 子	静岡大学 教育学部教授	第 180 回、第 183 回
小 野 森 男	弁護士	第 180 回、第 183 回
佐 藤 登 美	静岡県立大学 大学院看護学研究科長	第 180 回、 第 182 回～第 183 回
田 中 克 志	静岡大学 法科大学院教授	第 180 回～第 183 回
山 中 崇 弘	静岡新聞社 顧問	第 180 回～第 183 回